

北嶺中・高等学校父母の会規約

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、北嶺中・高等学校父母の会（以下「本会」という。）と称し、事務局を希望学園北嶺中・高等学校（以下「本校」という。）に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の理解と協力のもとに、教育を本旨とする民主的団体として本校の教育目標及び教育方針に沿ってその教育活動をサポートすることにより、全ての会員の願いである生徒の福祉の向上に寄与するとともに、会員相互の交流と親睦を深めることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。ただし、特定の政治的活動、宗教的活動は行わない。

- (1) 本校の教育活動への理解と協力を推進するための活動
- (2) 会員相互の情報交流を図るとともに、親睦を深めるための活動
- (3) 本校の教育環境の維持向上を図るための活動
- (4) その他、本会の目的を達成させるために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は次に掲げる者とする。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者
- (2) 本校に在籍する教職員（ただし、非常勤の教職員は除く。以下「教職員会員」という。）

第2章 役員及び会計監査

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 本部役員
 - ア 名誉会長 1名（校長）
 - イ 会長 1名
 - ウ 副会長 若干名（うち1名以上は副校長または教頭）
 - エ 書記 若干名（うち1名は教職員）
 - オ 会計 若干名（うち1名は事務長）
- (2) クラス役員 各クラス若干名

(会計監査)

第6条 本会に、会計監査を若干名置き、うち1名は教職員とする。

(役員及び会計監査の選任)

第7条 役員及び会計監査（以下「役員等」という。）は、名誉会長の推薦に基づき、総会の決議をもって選任する。

（役員等の任務）

第8条 本部役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、本校の代表として会議に出席し意見を述べる。
- (2) 会長は会務を総括し、本会を代表する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代行する。
- (4) 書記は、議事録及び重要事項を記録するほか、庶務を行う。
- (5) 会計は、本会の一切の会計事務を行い、一般会計及び特別会計を管理する。

2 クラス役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 北嶺祭への支援など、諸活動の会務を分担する。
- (2) 会長の諮問に応じ、重要事項を審議する。
- (3) 当該学年または学級内において、会員相互の親睦を深めるため、諸活動の企画及び運営を行う。

3 会計監査の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会計を監査する。
- (2) 監査結果を会員に報告する。

（役員等の任期）

第9条 役員等の任期は、選任された日から翌年度の定期総会の日までとし、再任を妨げない。

第3章 会議

（会議）

第10条 本会の会議は、総会、本部役員会及び運営委員会とする。

（総会）

第11条 総会は、全ての会員で構成する本会の最高議決機関とする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 総会は、会長が招集する。

（定期総会）

第12条 定期総会は、毎年5月末日までに開催し、次の事項を審議する。

- (1) 決算、監査及び活動報告
- (2) 予算及び活動計画
- (3) 本部役員及び会計監査の選任
- (4) 規約の改廃
- (5) その他重要事項

（臨時総会）

第13条 臨時総会は、本部役員会及び運営委員会の決議をもって開催することができる。

(本部役員会)

第14条 本部役員会は、本部役員で構成し、次の会務を行う。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 年次計画の企画立案に関すること
- (3) 総会に関すること
- (4) 運営委員会に関すること
- (5) 予算に計上されていない支出の承認に関すること
- (6) その他重要事項

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、役員で構成し、次の会務を行う。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 年次計画の企画立案に関すること
- (3) 諸活動の会務の分担に関すること
- (4) その他重要事項

(書面等による会議)

第16条 会長は、会議の招集が困難であると認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により構成員の意見を求めることにより、会議の議決に代えることができる。

第4章 会計その他

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計区分)

第18条 本会の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 一般会計の経費は、入会金、会費及びその他収入をもってあてる。
- 3 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出にあて一般の収支と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議をもって設置することができる。

(費目間の流用)

第18条の2 予算の流用については、本部役員会がこれを認める。

(入会金及び会費)

第19条 本会の入会金は生徒1名につき10,000円とする。ただし、教職員会員からは徴収しない。

第20条 本会の会費は生徒1名につき月額1,500円とする。ただし、教職員会員からは徴収しない。

(慶弔)

第21条 教職員会員が結婚した場合は、祝金として10,000円を贈る。

2 会員本人、教職員会員の配偶者または生徒が死亡した場合は、香料等として30,000円、生花代として15,000円を贈る。

3 教職員会員が本校を離任した場合は、餞別として会員期間が5年以上の者に10,000円を贈る。

附則

本規約は昭和61年7月20日から施行する。

附則

本規約は平成8年5月19日から施行する。

附則

本規約は平成20年5月17日から施行する。

附則

本規約は平成22年5月15日から施行する。

附則

本規約は平成24年5月12日から施行する。

附則

本規約は平成27年5月16日から施行する。

附則

本規約は令和元年5月18日から施行する。

附則

本規約は令和3年6月7日から施行する。

附則

本規約は令和4年5月14日から施行する。

附則

本規約は令和5年5月27日から施行する。